

改良工事要望書提出に係る注意点

○不採択になった要望について

一度、不採択になった要望をもう一度要望される場合は、再度「改良工事要望書」を提出してください。なお、関係者同意書欄（用紙の右側）は、市に以前提出した要望書のコピーを添付することで代用可能です（事前に建設課にお問合せください）。ただし、工事関係者に変更があった場合（例：土地売買等による地権者の変更）は、新しい方の署名が必要です。

○受益者分担金の徴収について

農林事業について、受益者から受益者分担金を徴収します（農道・林道整備事業は除く）。分担金の負担率は下記のとおりとなりますので、受益者に制度をよくご説明の上、改良工事要望書をご提出ください。

事業の種類により、受益者分担金が免除（国庫・県補助事業、修繕事業等）となる場合があります。個々のケースでの判断となるため、詳細は建設課にお問合せください。

事業名	受益者分担金の負担率
農業用施設整備事業	事業費の10%
ため池民有護岸整備事業	事業費の25%

※農業用施設整備事業とは、ため池（本堤）、水路、樋門、堰等の整備事業をいいます。

※ため池民有護岸整備事業とは、ため池の護岸（ため池と民地が接している箇所）の整備事業をいいます。

○道路用地・補償の基準について

関係者が以下の基準に同意をいただくことが前提となります。

	用地	庭木などの補償
改良後道路幅員 4.0m未満	寄付	無
改良後道路幅員 4.0m以上	買収・寄付	有・無
交差点改良（隅切改良）	買収・寄付	有・無